



2022年5月23日

各 位

会社名 トレンダーズ株式会社
代表者名 代表取締役会長 岡本 伊久男
(コード番号 6069 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 田中 隼人
T E L 0 3 (5 7 7 4) 8 8 7 6

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年6月28日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できる旨の規定として、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）及び第41条（社外監査役との責任限定契約）を変更案第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）としたうえで、それぞれ第1項の新設と第2項の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第30条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、記載事項の明確化等のため、規定の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------|--|
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 (条文省略) | 第2条 (現行どおり) |
| (1)～(18) (条文省略) | (1)～(18) (現行どおり) |
| (新 設) | <u>(19)電気通信事業</u> |
| (新 設) | <u>(20)化粧品、健康食品、美容機器、化粧雑貨、健康器具、医薬品及び医療機器等の企画、開発、製造、輸出入、販売及び卸並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業</u> |
| (新 設) | <u>(21)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連事業の営業、調査、マーケティング支援に関する事業</u> |
| (新 設) | <u>(22)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連の施設の経営、経営受託及び経営支援に関する事業</u> |
| (新 設) | <u>(23)医療、ヘルスケア関連事業の経営支援、採用支援及び教育支援に関する事業</u> |
| (新 設) | <u>(24)美容サロンの経営並びに経営支援、採用支援及び教育支援に関する事業</u> |
| (新 設) | <u>(25)医療、ヘルスケア及び美容サロン関連の施設向け器材その他動産の賃貸及び管理並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業</u> |
| (新 設) | <u>(26)不動産の販売、賃貸及びその管理並びにこれらの仲介、代行及び代理に関する事業</u> |
| <u>(19)前各号に付帯・関連する一切の業務</u> | <u>(27)前各号に付帯・関連する一切の業務</u> |
| (新 設) | <u>(28)前各号の事業を営む会社の株式又は持ち分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、定める。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。<u>ただし、複数の株主を代理人とする場合には、当社の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第 30 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令が定める額</u>とする。</u></p> | <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第 30 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額</u>とする。</u></p> |
| <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第 41 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令が定める額</u>とする。</u></p> | <p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第 41 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、<u>法令の定める最低責任限度額</u>とする。</u></p> |
| <p>(新 設) (新 設)</p> | <p>附 則</p> <p>1. <u>変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新 設) | <p>2. <u>前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日いずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

以上